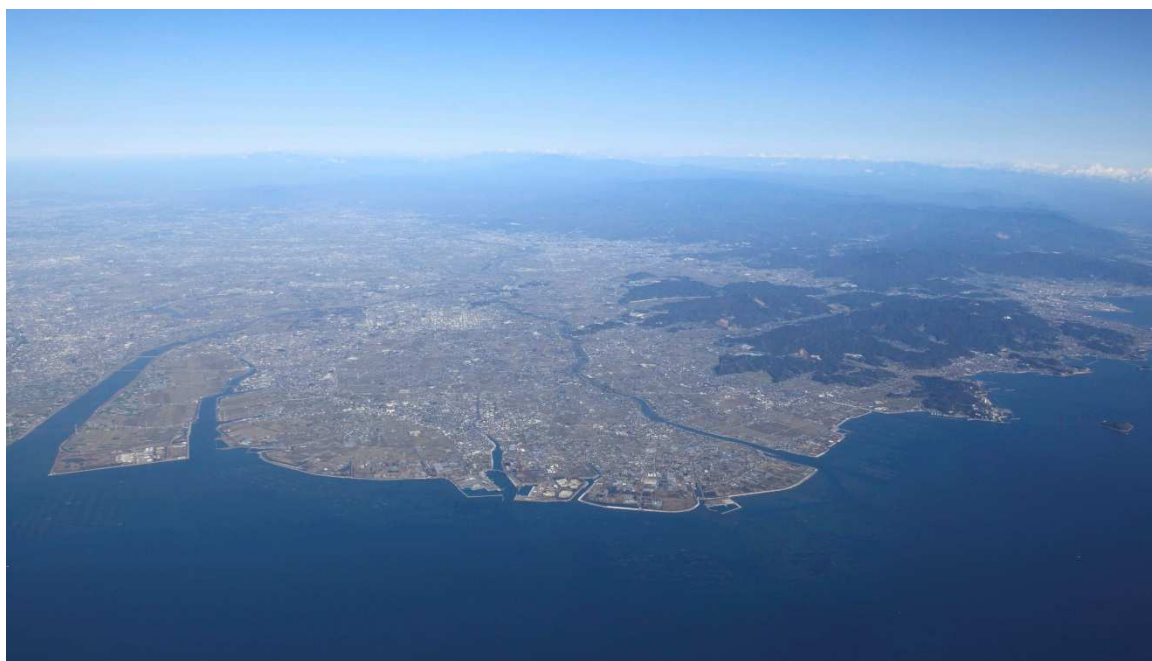


平成30年度の環境状況に関する

環境報告書

令和元年度版



西 尾 市



はじめに

市民の皆様には、平素より環境保全行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、西尾市は、三河湾や矢作川、三ヶ根山といった海、川、山に囲まれ、温暖な気候のもと、豊かな緑や水の恩恵を多分に受ける地域として発展を続けて参りました。

一方、地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中において、循環型社会・低炭素社会の構築や自然環境の保全・再生など、環境への意識と関心が一層高まっています。本市では、こうした時代の流れと環境を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、平成29年3月に「第2次西尾市環境基本計画」を策定し、『海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ』をめざす環境像に定め、さまざまな事業をすすめているところでございます。

環境問題は、現在の市民はもちろん、後世の市民に影響を及ぼす重要な問題です。私が訴えてきた『未来にツケを回さない市政』の実現を目指して、この問題に市民・企業・行政が一体となった『チーム西尾市』として全力で取り組み、海・山・川に囲まれた豊かな西尾の自然を守り、後世に引き継いでいきたいと思っております。

本書は、平成30年度における西尾市の環境の状況を取りまとめたものです。本市の環境行政について理解を深めていただく上でお役にたてば幸いに存じます。

令和2年3月

西尾市長 中 村 健

目次

第1章 環境の現況

- 1 大気汚染・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 水質汚濁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 地盤沈下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 騒音・振動・悪臭・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 5 公害苦情の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第2章 環境基本計画の取組状況

- 1 豊かな自然のつながりを感じられるまち・・・・・・・・18
- 2 資源を有効に活用するまち・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 社会の低炭素化に貢献するまち・・・・・・・・・・・・・20
- 4 地域に誇りと愛着を感じられるまち・・・・・・・・・・21
- 5 みんなで環境を良くするまち・・・・・・・・・・・・・23

第3章 西尾いきものふれあいの里における取組

- 1 行事の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 来園者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第4章 西尾市役所の地球温暖化対策・・・・・・・・・・27

第5章 鳥獣関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第6章 公害防止協定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第1章 環境の現況

1 大気汚染

現在、私たちが吸っている空気は化石燃料等を利用する工場・事業所から排出されるばい煙や、自動車排ガスなど様々な要因により汚染されています。その原因物質として、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント等があげられます。これらの物質について、愛知県が愛厚ホーム西尾苑及び西尾市役所一色支所に大気汚染観測所を設置し、監視を行っています。平成30年度の測定結果は次のとおりです。

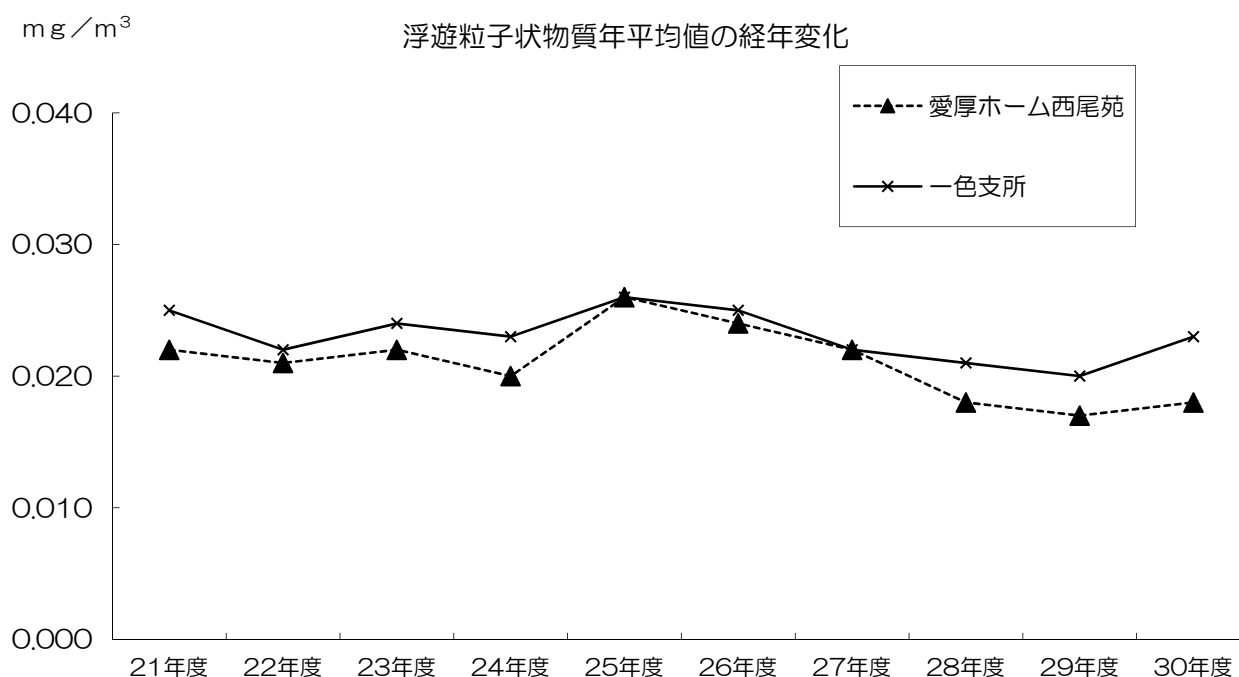
【測定場所位置図】



(1) 浮遊粒子状物質 (SPM)

単位：mg/m³

測定場所	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準の適否 (長期的評価)
愛厚ホーム西尾苑	0.018	0.043	○
一色支所	0.023	0.053	○



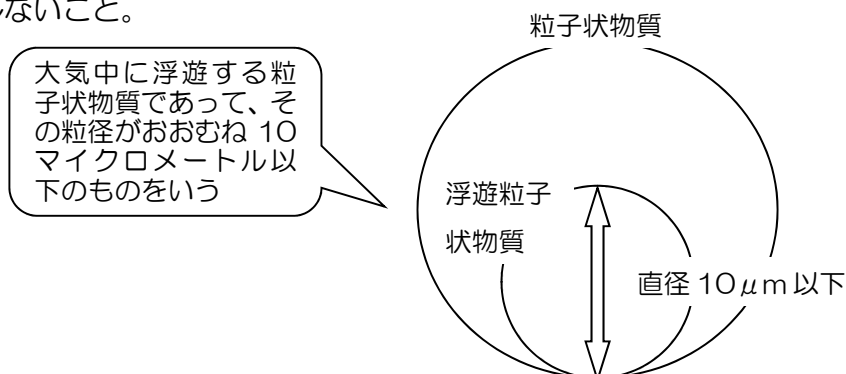
※平坂中学校及び東部中学校はデータ集計機器故障により平成 25 年度以降欠測（平成 26 年度中に大気観測機器廃止）のため、平成 24 年度以前の年平均値を参考値として記載した。

浮遊粒子状物質の環境基準

1 時間値の日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。

環境基準の長期的評価

日平均値である測定値のうち、2%除外値（測定値の上位2%の範囲内にあるものを除いた値）が、0.10mg/m³以下に維持されること。かつ、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

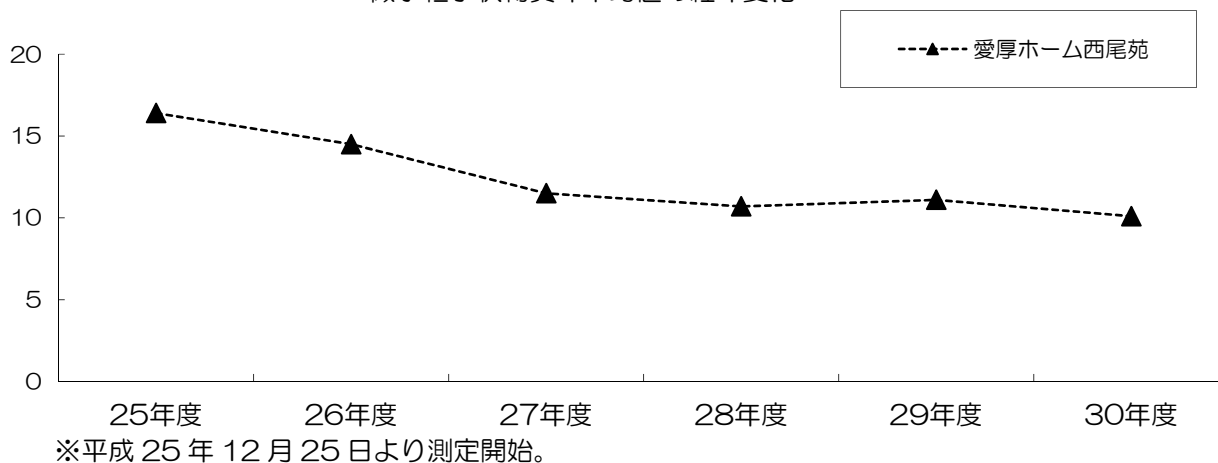


(2) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定場所	年平均値	環境基準の適否 (長期的評価)
愛厚ホーム西尾苑	10.1	○

微小粒子状物質年平均値の経年変化



微小粒子状物質 (PM_{2.5}) とは

粒径 $2.5\mu\text{m}$ の大気中に浮遊する粒子状物質をいいます。粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念されている。

微小粒子状物質の環境基準

1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

環境基準の長期的評価

1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値のうち低い方から 98% に相当する値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

μ とは

基礎となる単位の百万分の 1 (0.000 001 倍) の量であることを示す。

$1\mu\text{g} = 0.000\ 001$ グラム

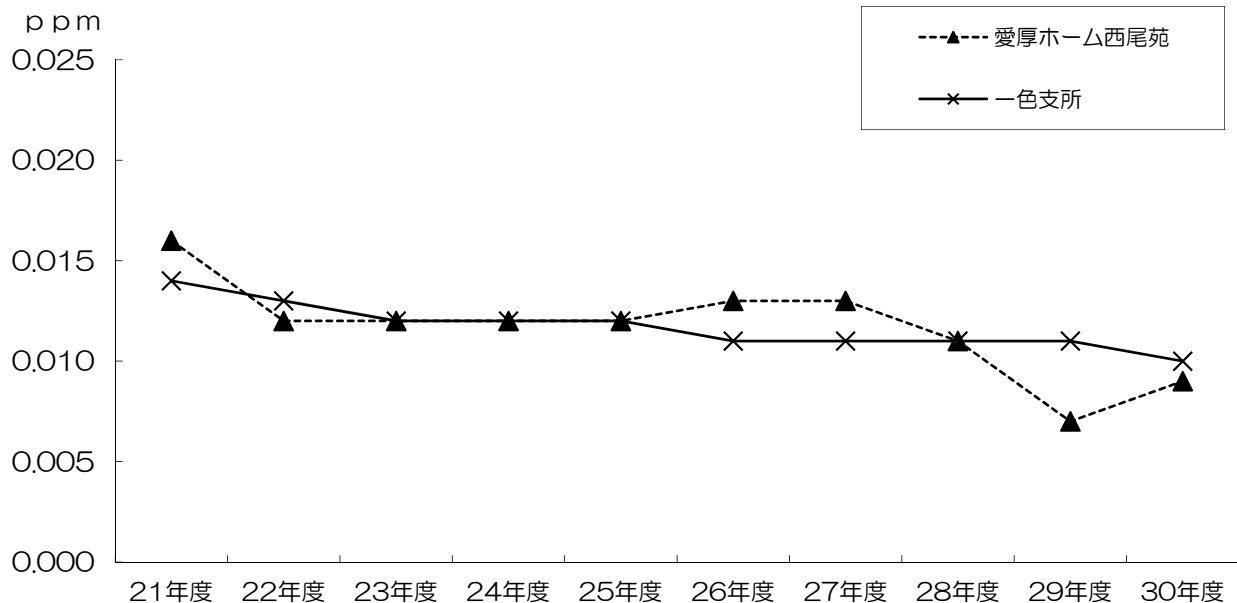
$1\mu\text{m} = 0.001$ ミリメートル

(3) 二酸化窒素 (NO₂)

単位：ppm

測定場所	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準の適否 (長期的評価)
愛厚ホーム西尾苑	0.009	0.027	○
一色支所	0.010	0.027	○

二酸化窒素年平均値の経年変化



※平坂中学校はデータ集計機器故障により平成 25 年度以降欠測（平成 26 年度中に大気観測機器廃止）のため、平成 24 年度以前の年平均値を参考値として記載した。

二酸化窒素の環境基準

1 時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内又は、それ以下であること。

環境基準の長期的評価

年間における1 日平均値のうち低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。

ppm (parts per million) とは

100 万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有量を表すのに用います。大気汚染では1 m³の大気中に1 cm³の汚染物質が含まれている状態を1 ppm で表します。

日平均値の年間98%値とは

日平均値を低いほうから順に並べ 98%目に当たる値のことで、この値が 0.06ppm 以下であれば環境基準の長期的評価に適合していることとなります

(4) 光化学オキシダント

単位：ppm

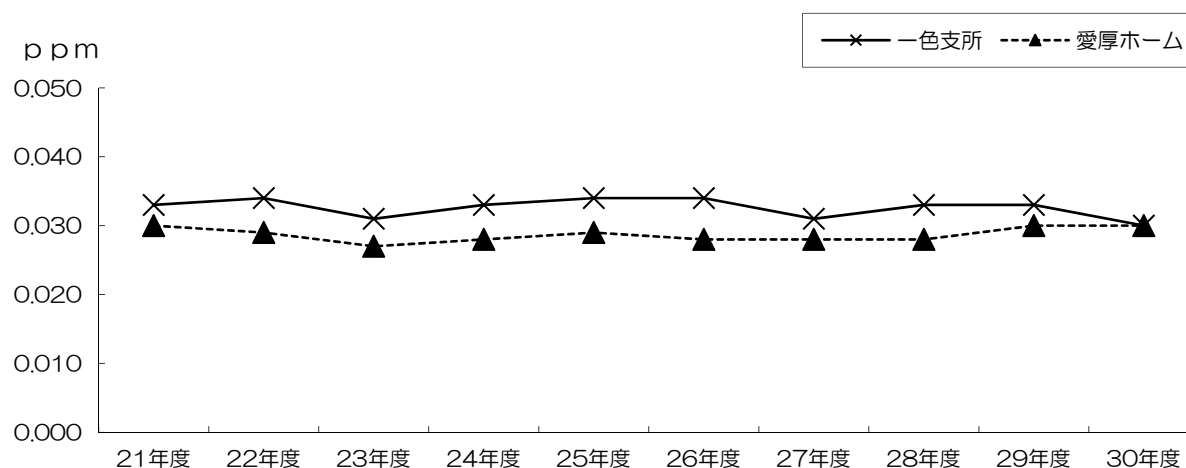
測定場所	昼間年平均值 (5～20時)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の 適否
愛厚ホーム西尾苑	0.030	369	×
一色支所	0.030	212	×

光化学オキシダントとは

光化学オキシダントは大気中のオゾン（ O_3 ）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化力の強い化合物の総称で、春から夏の、日差しが強く、風が弱く、気温が高い、といった気象条件下で発生しやすく、高濃度になると目を刺激し呼吸器等の内臓に悪影響を及ぼすといわれています。

光化学オキシダントの監視結果については、「環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君 <http://soramame.taiki.go.jp/>）」ホームページで公開されています。西尾市だけでなく、全国各地の監視結果を閲覧できます。

光化学オキシダント年平均值の経年変化



光化学オキシダントの環境基準

1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の長期的評価

年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし5時から20時の昼間時間帯について評価する。

【光化学スモッグ予報及び注意報の発令回数】

平成30年度	発令条件	愛知県内	西三河区域
予報	1時間値が0.08ppm以上で、上昇の可能性がある際発令	8回	4回
注意報	1時間値が0.12ppm以上で、その状態が継続する際発令	1回	0回

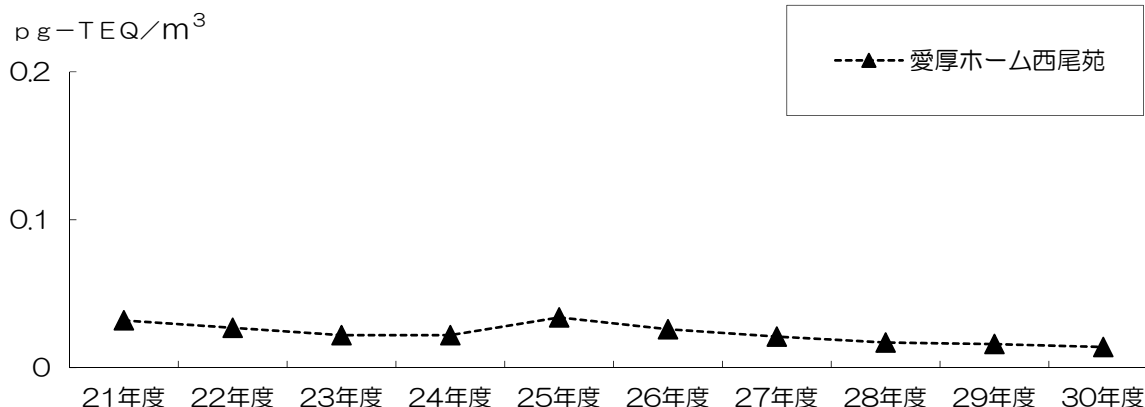
※県内での警報、重大警報発令の実績はありません。

(5) ダイオキシン類

単位：pg-TEQ/m³

測定場所	年平均値	環境基準の適否
愛厚ホーム西尾苑	0.014	○

ダイオキシン類年平均値の経年変化



西尾市クリーンセンターでは、一日あたり約160トンの可燃ごみを処理しています。排ガスに起因した地域住民の安全性確保や環境汚染防止のため、大気中のダイオキシン類を定期的に測定しています。平成30年度の調査結果は次のとおりです。

単位：pg-TEQ/m³

測定場所	調査結果	環境基準の適否
西尾市クリーンセンター内	0.015	○
花蔵寺農民センター	0.008	○
宅野島農民センター	0.009	○
岡山集落センター	0.017	○
木田公民館	0.022	○
瀬戸公民館	0.059	○
駸馬古城公園（東条城跡）	0.016	○
津平老人憩いの家	0.016	○

pg-TEQとは

ダイオキシン類は構造のよく似た化合物の総称で、毒性の最も強いといわれている「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」を1として、他の化合物の毒性換算したものの合計を表しています。p（ピコ）gは10⁻¹²gを示しています。

ダイオキシン類の環境基準値（大気）

0.6pg-TEQ/m³以下

2 水質汚濁

水は水道用水、工業用水、農業用水等の大切な資源としての利用に加え、川辺は、レクリエーションや憩いの場として潤いと安らぎを与えてくれるなど、私たちの生活に密接に関係しています。

このため、愛知県や西尾市において、市内の主要な河川及び海域について水質調査等による監視を続けています。公共下水道等の整備も進んでおり水質は徐々に改善されてきていますが、依然として生活排水や事業活動による影響は水質汚濁の大きな要因であり、その対策は現在も重要な課題となっています。

(1) 主要河川等の状況

西尾市では河川水質の汚濁状況を監視するため、県等と協調して主要河川の水質調査を毎年行っています。環境基準が設定されているのは矢作川①、矢作古川②、鹿乗川③、朝鮮川④の4河川で、BODは環境基準に適合していました。（平成30年度愛知県等調査結果）

環境基準の設定されていないその他の河川等においては、一色排水路⑮、古川用水東部幹線⑰でBODが比較的高い結果となりましたが、その他の場所では良好な状態といえます。

【調査地点の地図】



【BODの調査結果】

河 川 名	調査場所	環 境 基 準 の 類 型	75%水質値 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)	環境基準の 適 否
矢 作 川	①米 津 大 橋	B	0. 7	3	○
矢作古川	②古川頭首工	C	1. 5	5	○
鹿 乗 川	③米 津 小 橋	C	3. 1	5	○
朝 鮮 川	④坂 下 小 橋	C	1. 4	5	○

(愛知県による平成 30 年度の測定結果)

BOD＝生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)

水中の微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素量を表した値であり、有機物による水の汚れの程度を示す指標となっており、この値が5以上では魚がすみにくくなります。

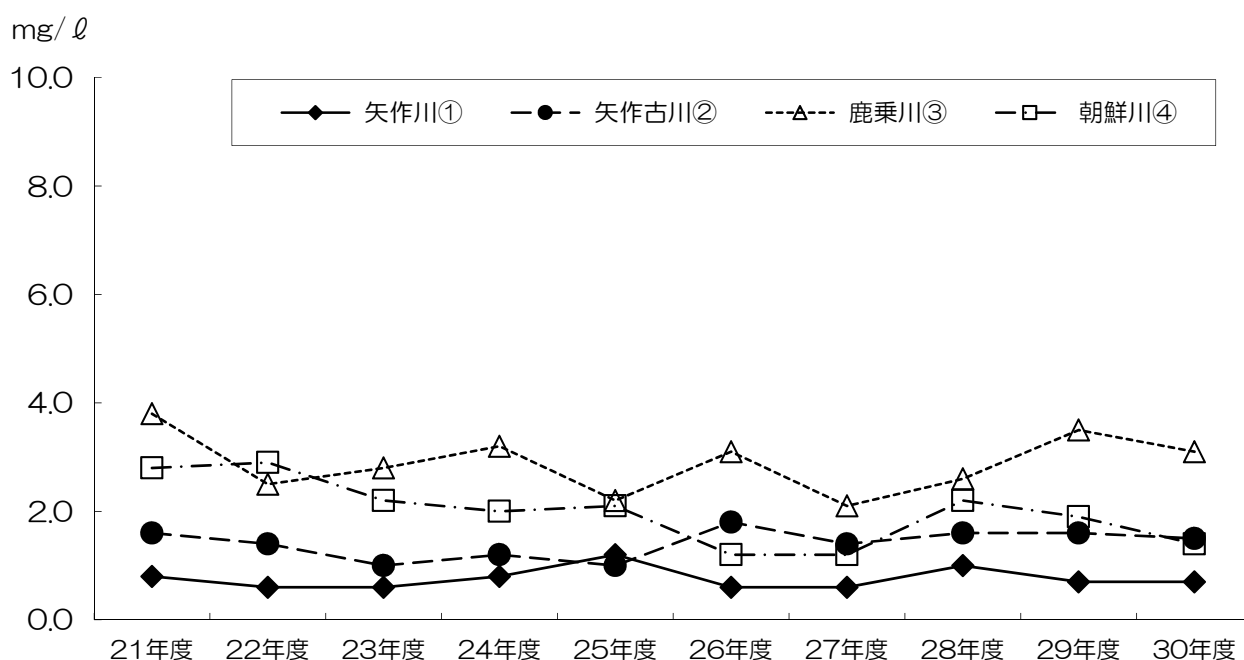
COD＝化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)

有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値であり、有機物による水の汚れの程度を示す指標。

75%水質値とは

測定値を低いほうから並べて 75%目に当たる数値を指します。環境基準との比較については、BOD・CODについては 75%値を、全窒素や全磷は平均値を用いて評価しています。

BOD 年平均値の経年変化

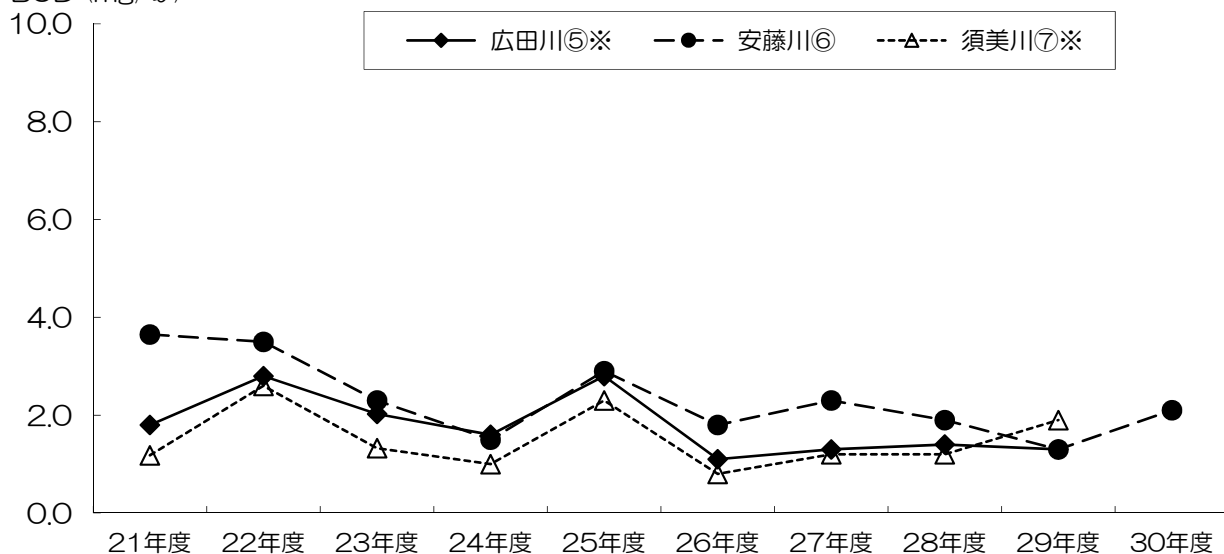


環境基準の類型とは

河川の環境基準における類型は利水目的に応じて次表の6段階に定められています。

類型	利水目的の内容
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	水道 3 級 水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの
C	水産 3 級 工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの
D	工業用水 2 級 農業用水及びE の欄に掲げるもの
E	工業用水 3 級 環境保全

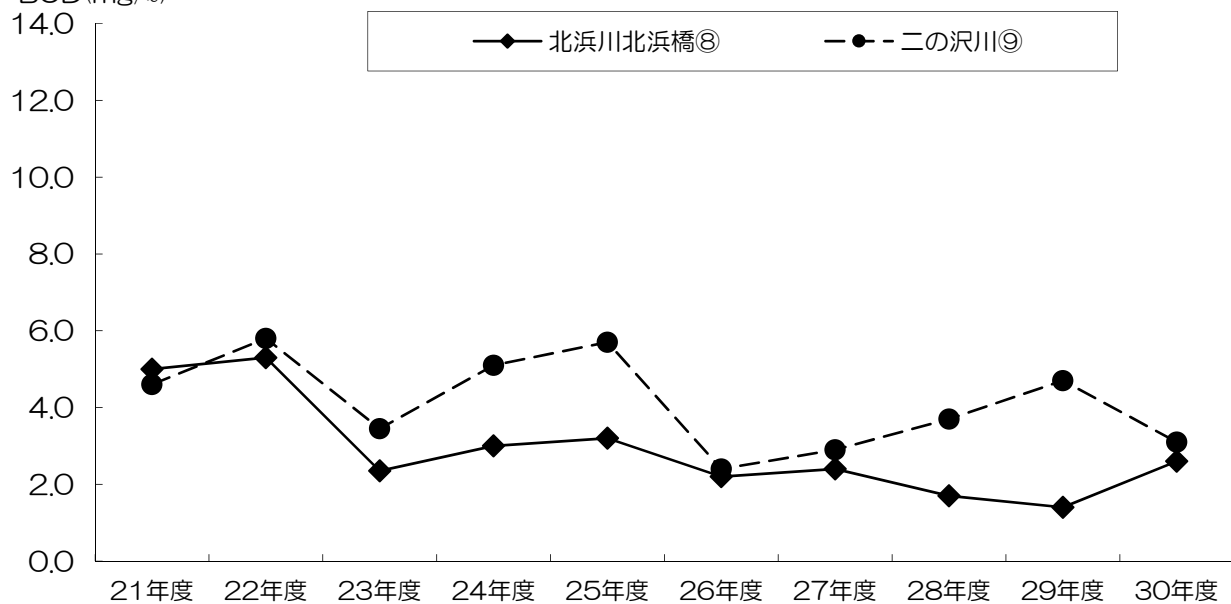
BOD (mg/ℓ)



※ 広田川⑤は、平成 29 年度は貝吹橋で、平成 28 年度以前は井上橋で測定

須美川⑦は、平成 29 年度は献上田橋で、平成 28 年度以前は善明橋で測定

BOD(mg/ℓ)



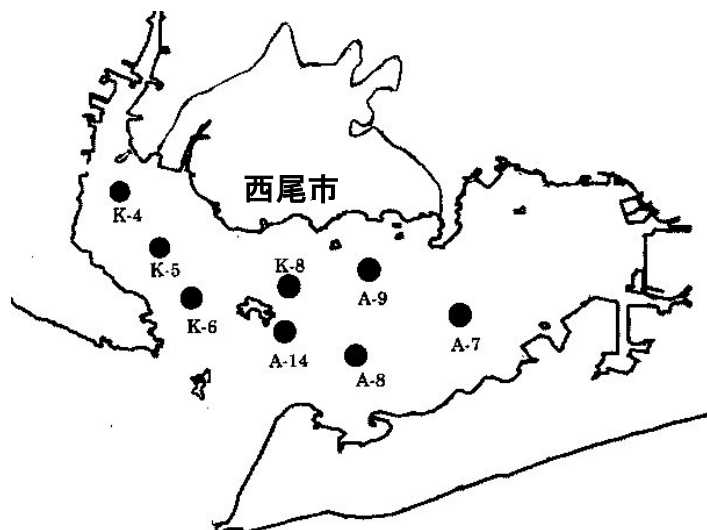
調査地点番号	河川等調査地点	BOD(mg/ℓ)			
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
⑩	堀割川 上縄橋	4.0	3.7	3.3	3.5
⑪	西浅井工業団地排水路 野島橋	2.6	1.9	2.0	2.0
⑫	北浜川 北浜川水門	2.4	2.2	2.0	2.9
⑬	江川排水路 細川樋門	7.6	4.1	6.6	4.8
⑭	古川用水西部幹線 東実録第二樋門	1.9	1.9	2.5	2.2
⑮	一色排水路 前野排水機場	5.1	5.6	4.9	9.5
⑯	藤江排水路 藤江排水機場	5.3	3.2	3.3	3.7
⑰	古川用水東部幹線 生田排水機場	11.4	13.9	5.9	11.3
⑱	中央幹線排水路 宇野津橋	2.3	3.2	3.2	4.2
⑲	矢崎川 赤坂橋	1.0	0.9	0.9	1.8
⑳	矢崎川 丸山橋	0.5	0.5	0.5	0.8
㉑	矢崎川 上本郷橋	—	—	2.7	—
㉒	鳥羽川 鳥羽橋（下流）	—	—	0.6	0.7
㉓	鳥羽排水路 市営幡豆第 3 住宅	6.1	4.6	2.0	2.0
㉔	八幡川 浜田橋	0.9	0.8	1.5	—
㉕	小野ヶ谷川 天王下橋	1.3	0.7	0.7	—
㉖	森川 神前橋上流岡田屋付近	3.6	1.2	2.1	2.6
㉗	中柴川（下流）幡豆力ネキ水産（株）	3.8	2.3	2.1	4.8
㉘	洲崎川 川口屋付近	1.0	0.6	1.0	0.8

(2) 西尾地先海域の状況

海域につきましては、愛知県が西尾市の沖合の三河湾について定期的に調査を行っており、平成 30 年度の測定結果の概要は次表のとおりです。

COD（化学的酸素要求量）は全地点、全窒素は4地点、全磷は3地点で基準不適合となっており、特に生活排水等による水質汚濁が影響していると考えられます。

【測定場所】



【COD（全層）】

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	75%水質値	環境基準の適否
K-4	A	2	3.9	×
K-5	A	2	3.0	×
K-6	A	2	4.4	×
K-8	A	2	4.3	×
A-7	A	2	4.4	×
A-8	A	2	4.2	×
A-9	A	2	4.4	×
A-14	A	2	4.0	×

【全窒素（表層）】

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	年平均値	環境基準の適否
K-4	Ⅱ	0.3	0.35	×
K-5	Ⅱ	0.3	0.29	○
K-6	Ⅱ	0.3	0.32	×
K-8	Ⅱ	0.3	0.32	×
A-7	Ⅱ	0.3	0.34	×
A-8	Ⅱ	0.3	0.27	○
A-9	Ⅱ	0.3	0.30	○
A-14	Ⅱ	0.3	0.30	○

【全燐（上層）】

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	年平均値	環境基準の適否
K-4	Ⅱ	0.03	0.033	×
K-5	Ⅱ	0.03	0.027	○
K-6	Ⅱ	0.03	0.028	○
K-8	Ⅱ	0.03	0.031	×
A-7	Ⅱ	0.03	0.032	×
A-8	Ⅱ	0.03	0.024	○
A-9	Ⅱ	0.03	0.027	○
A-14	Ⅱ	0.03	0.027	○

【海域の環境基準の類型】

CODの 環境基準の類型	利水目的の適応性	基準値
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の 欄に掲げるもの	2 mg/ℓ 以下
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/ℓ 以下
C	環境保全	8 mg/ℓ 以下

全窒素全燐の 環境基準の類型	利水目的の内容	基準値全窒素	基準値全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下 の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下 の欄に掲げるもの	0.3 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲 げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅳ	生物生息環境保全 工 業用水 水産3種	1 mg/ℓ 以下	0.09 mg/ℓ 以下

3 地盤沈下

昭和30年代から40年代にかけて、工業の発展に伴い地下水が大量に汲み上げられことにより地盤沈下がみられたため、愛知県が昭和50年代になって観測を始めました。その後の県の指導により、工業用水への転換や使用量の削減が図られ、現在、市内では年間1cm以上の沈下が見られる場所はなくなりました。なお、市内では福地北部小学校、室場小学校、一色給食センター、吉良中学校の4箇所に県の観測所があります。その地下水位は前年度と比較して概ね同程度という状況でありました。

4 騒音・振動・悪臭

(1) 幹線道路交通騒音・振動測定結果

西尾市には、国道23号、247号があり、南北に主要地方道豊田一色線、東西に衣浦岡崎線が通っており、いずれも道路交通の要となっています。西尾市は、自動車関連の製造業が盛んなことから、大型車による物流輸送の交通量は今後も大きく減少することはないと思われます。

市内の幹線道路では、騒音について、すべての地点では環境基準及び要請限度の値を満たす結果となりました。振動についても、環境基準は定められていませんが、すべての地点で要請限度の値を満たす結果となりました。

また、自動車騒音について、市内の幹線道路1路線の沿線住居等に係る騒音を推計（面的評価）した結果、昼夜間ともすべての住居等で環境基準を満たしていました。

【道路交通騒音・振動測定場所】



騒音測定結果一覧表

単位：(L_{Aeq}) dB

番号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	環境 基準 の 適否	測定結果 (夜間)	環境 基準 の 適否	要請 限度 の 適否
①	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田22 (西尾市役所本庁舎)	平成30年 5月14日 ～17日	63	○	56	○	○
②	国道23号 岡島町郷東地内 (国道23号線側道)		60	○	60	○	○
③	国道247号 寺津町西市場41 (寺津八幡社)		69	○	63	○	○
④	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入452 (津平消防庫)		67	○	65	○	○
⑤	主要地方道豊田一色線 米津町五郎田5 (米津塗装)		66	○	62	○	○

環境基準値 昼間 70 夜間 65

昼間・夜間の分け方について

騒音や振動の測定においては、時間についての交通量の差異があることから、昼間と夜間で測定の結果を区切る必要があります。これは法律により、騒音測定においては昼間がAM6:00～PM10:00、夜間はPM10:00～AM6:00と区切るように、また振動測定においては昼間がAM7:00～PM8:00、夜間がPM8:00～AM7:00と区切るように定められています。

要請限度とは

自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度のこと。幹線道路では、騒音の値は昼間75dB夜間70dB、振動の値は昼間70dB夜間65dBと定められています。

振動測定結果一覧表

単位：(LAeq) d B

番号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	測定結果 (夜間)	要請限度 の適否
①	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	平成 30 年 5 月 16 日～17 日	38	31	○
②	国道 23 号 岡島町郷東地内 (国道 23 号線側道)		43	43	○
③	国道 247 号 寺津町西市場 4 1 (寺津八幡社)		36	28	○
④	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入 452 (津平消防庫)		44	34	○
⑤	主要地方道豊田一色線 米津町五郎田 5 (米津塗装)		41	35	○

自動車騒音に係る面的評価結果

単位：(LAeq) d B

番号	評価区間（路線名） 測定場所等	測定日	環境基準達成戸数			評価 区間 内全 戸数	環境基準達成率（％）		
			昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
⑥	主要地方道豊田一色線 道光寺 起点：米津町 終点：道光寺町 区間延長 2.1 Km	平成 30 年 5 月 16 日 ～17 日	272	272	272	272	100	100	100
⑦	主要地方道幸田石井線 下羽角町 起点：下羽角町 終点：下羽角町六反 区間延長 1.8 Km		4	4	4	4	100	100	100

面的評価とは

幹線を担う道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル(LAeq)を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。県から市への事務移譲により平成 24 年度から実施。

(2) 悪臭

悪臭は人の嗅覚を通じて、不快感、嫌悪感をもたらすもので、騒音、振動とともに感覚公害といわれており、従来から苦情の多い公害の一つです。

西尾市における悪臭苦情は、その発生源として畜産関係施設や鋳物工場等が多くあげられます。これらの小規模事業者にとって悪臭防除施設は、経済的に困難を伴うこともあり、難しい問題となっています。

・悪臭関係事業場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭の発生の恐れのある事業場について毎年1回届出の義務を課し、施設の適正な管理及び悪臭の発生防止について監視しています。

【県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係事業場の届出状況】

悪臭関係業種		届出件数
1 畜産農業	イ 豚房施設（豚房総面積 50 m ² 以上）	14
	ロ 牛房施設（牛房総面積 200 m ² 以上）	15
	ハ 鶏飼育（3,000羽以上飼育）	6
2 飼料・肥料製造業		2
11 鋳物製造業		13
13 し尿処理場		1
14 ごみ処理場		1
15 終末処理場		1
合 計		53

平成18年10月1日より悪臭防止法の規制方法が変更され、それまでの物質濃度規制から、より人の嗅覚の感覚に近い臭気指数による規制となりました。

西尾市における規制は、次表のとおりです。規制区分を示す図面は環境保全課でご覧いただけます。

規制区分	規制基準値 (敷地境界)
第1種区域（専ら住居の用に供されている地域等）	12
第2種区域（主として工場の用に供されている地域等）	15
第3種区域（第1種区域と第2種区域との中間的な地域）	18

5 公害苦情の現状

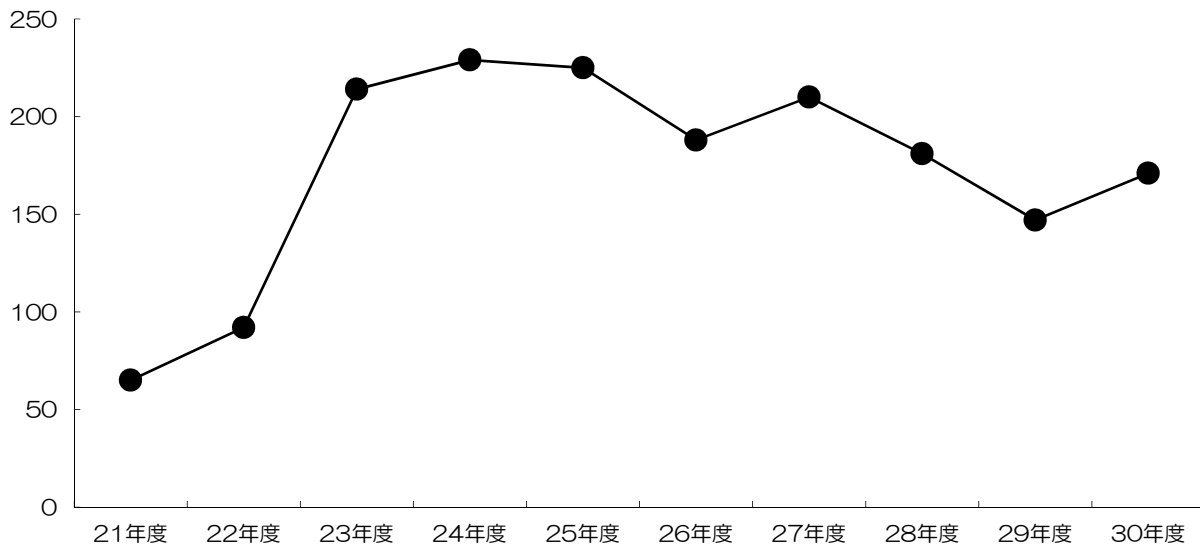
平成30年度の公害苦情の受付件数は171件であり、典型7公害については、大気汚染65件、水質汚濁35件、騒音36件、振動3件、悪臭17件でした。

また、野焼きや小型焼却炉による屋外燃焼行為については、市民の関心の高さもあり、近年では苦情全体で最も高い割合を占める状態が続いています。

【平成30年度種類別公害苦情受理件数】

種類	典型7公害							その他	計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下		
	65	35	36	3	17	0	0	15	171

公害苦情件数の推移



※22年度までは合併前の旧西尾市のみの値

第2章 環境基本計画の取組状況

ここでは環境基本計画の第3章で掲げられている具体的な取組の主なものの取組状況についてまとめました。

1 豊かな自然のつながりを感じられるまち

三河湾環境再生体験会

通称「トンボロ干潟」で、干潟の保全活動体験や生き物の採取を通じて、三河湾の生物多様性を体感する海の環境学習会を開催。

- ◇開催日／平成 30 年 8 月 25 日（土）
- ◇場所／東幡豆町前島
- ◇参加者数／13 家族 40 人
- ◇主催／愛知県水大気環境課
（三河湾環境再生プロジェクト）



▲干潟の保全活動を体験する参加者

地産地消料理教室

地産地消を推進するため、地元食材を使った料理教室を開催。

- ◇開催日／平成 30 年 11 月 1 日（木）、
11 月 15 日（木）、12 月 7 日（金）、
31 年 1 月 19 日（土）、1 月 26 日（土）
- ◇場所／吉良町公民館
- ◇参加者数／延べ 92 人
- ◇担当課／農林水産課



▲楽しく調理する参加者

アイデア料理コンテスト

アイデア朝ごはんコンテストを開催。

- ◇開催日／予選会：平成 30 年 9 月 14 日（金）
本審査：10 月 20 日（土）
- ◇場所／吉良町公民館
- ◇応募件数／519 点
- ◇担当課／農林水産課



▲アイデア朝ごはんをつくる参加者

稲づくり体験授業

地元の生産者の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで一貫した「米づくり体験授業」を実施。

- ◇開催日／平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月
- ◇場所／市内 18 小学校
- ◇参加者数／1, 174 人
- ◇主催／JA 西三河



▲田植えを体験する小学生児童たち

漁業体験会

西三河地区漁業士協議会と愛知県の協力により、愛知県産の新鮮な魚を見て、触って、捌いて食べる魚食教室を開催。

- ◇開催日／平成 30 年 8 月 4 日（土）
- ◇場所／吉良町公民館
- ◇参加者数／親子 11 組 25 人
- ◇担当課／農林水産課



▲鯛を捌く体験をする参加者

2 資源を有効に活用するまち

「ぼかし」の無料配布

生ごみの自家処理を推奨するため、年間を通じて、生ごみを堆肥に変える「ぼかし」の無料配布を行った。

- ◇引換券配布世帯数／1, 994 世帯（1 世帯あたり年間 12 袋（1 袋 500g 入））
- ◇配布場所／ごみ減量課、各支所、市内 JA 西三河各支店等

レジ袋の有料化

平成 21 年 2 月 2 日から始まり、31 年 3 月末で市内 15 店舗において実施。

小学生リサイクル作品展

リサイクルの重要性と環境について理解を深めるため、市内小学生を対象にリサイクル作品を募集。

- ◇展示期間／平成 30 年 10 月 2 日（火）
～11 月 4 日（日）
- ◇場所／ホワイトウェイブ 21
- ◇参加点数／85 点
- ◇主催・担当課／環境業務課



廃油せっけん等の普及啓発

にしお環境市民塾が廃食用油を原料としたせっけんやアクリルたわしをつくり、水質浄化イベントなどで市民に配布。



▲市内ショッピングセンターでの廃油せっけん配布

3 社会の低炭素化に貢献するまち

市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

地球温暖化対策を推進するため、市有施設の屋根を太陽光発電施設の設置スペースとして有償で民間事業者に貸し出し、自然エネルギーの利用促進を図った。

◇設置施設／11 施設【小学校（西尾、福地南部、福地北部、矢田、津平、幡豆、東幡豆）、中学校（寺津、東部、幡豆）、看護専門学校】

◇総売電量／817,290kwh

住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金

住宅用太陽光発電装置を設置した市民に、設備ごとに定められた補助金を交付。

◇総事業費／36,947,000円

住宅用太陽光発電施設（2万円／1kW）	20,857,000円
住宅用エネルギー管理システム（1万円／台）	890,000円
家庭用燃料電池システム（10万円／台）	3,600,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム（10万円／台）	11,600,000円
電気自動車等充電設備（5万円／台）	0円

◇補助件数／356件

低公害車普及促進事業費補助金

市が定めた低公害車を購入した市民に、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は1台当たり10万円、燃料電池自動車は1台あたり20万円の補助金を交付。

◇総事業費／	4,500,000円
燃料電池自動車	200,000円
電気・PHV自動車	4,300,000円

◇補助件数／87件



▲電気自動車

緑のカーテンの普及促進

夏の節電需要に対応して西尾商工会議所、西尾市の共催で緑のカーテンコンテストを開催した。

また、苗の無料配布を行った。

◇苗無料配布数／約 1, 000 鉢

◇コンテスト応募件数／18 件



4 地域に誇りと愛着を感じられるまち

クリーン作戦参加状況

○1000 人クリーン作戦

◇開催日／平成 30 年 7 月 15 日（日）

◇場所／宮崎海岸（宮崎地区）

◇参加者数／700 人

◇主催／吉良・幡豆まちづくり協議会、
宮崎町内会

○みどり川クリーン作戦

◇開催日／平成 30 年 7 月 22 日（日）

◇場所／みどり川（神下橋から五条橋まで）

◇参加者数／573 人

◇主催／MCVネットワーク



▲みどり川クリーン作戦

○矢作古川クリーン作戦

◇開催日／平成 30 年 10 月 6 日（土）

◇場所／矢作古川（古川橋周辺）

◇参加者数／482 人

◇主催／矢作古川を美しくする会



▲矢作古川クリーン作戦

○川と海のクリーン大作戦

◇開催日／平成 30 年 10 月 28 日（日）

◇場所／矢作川堤防等

◇参加者数／2,558 人

◇担当課／河川港湾課



▲川と海のクリーン大作戦

アダプトプログラム制度

活動の内容（平成 31 年 3 月 31 日現在）

公園又は道路等の清掃 23 団体 構成員総数 840 人

団体の概要

団 体 名	活 動 場 所	構成員数
緑町町内会	緑町公園	144 人
（株）エムアイシーグループ	市道	92 人
米津公園グランドゴルフクラブ	米津公園	20 人
（株）かとう製菓	市道	27 人
亀沢西部子ども会	鶴城 1 号公園	53 人
北部鶴城会	桜町公園・さくら会館	83 人
戸ヶ崎桜並木環境美化会	市道	83 人
道光寺クリーンクラブ DCC	市道	4 人
アジサイ番城	深篠川	4 人
高砂町子ども会	龍神ひろば	5 人
伊藤グラウンドゴルフクラブ	伊藤 3 号公園	14 人
矢田スターズ	みなとまち緑地	50 人
鳥羽十二番組町内会	十三新田公園	18 人
横須賀春日会	下町公園	50 人
互近助会	市道	8 人
米津町内会	米津 1 号公園、米津公園	88 人
花と緑で美しいまちをつくり隊	富山公園、市道	10 人
三河湾環境保全研究会	市道	7 人
ひまわり	寺津ふれあいセンター	4 人
前野南部橘遊会	一色地域交流センター	34 人
吉山公園平坂町内会クリーン活動隊	吉山公園	20 人
永吉幼児公園の会	永吉公園	20 人
勝江と海	みなとまち緑地及び港町（平坂入江側）市道周辺	2 人

5 みんなで環境を良くするまち

環境 Wave21

ごみ減量とリサイクルの推進を目的として、環境 Wave21 実行委員会と西尾市の共催で、ボランティアグループが一体となり運営する環境イベントを開催。

◇開催日／平成 30 年 12 月 2 日（日）

◇場所／ホワイトウェイブ 21、
クリーンセンター

◇参加団体等数／35 団体

◇来場者数／4,400 人

◇担当課／環境業務課



▲リサイクル作品の講習会

市民環境活動連絡会

西尾市環境基本計画に基づき、市内で環境活動を行う市民及び事業者、団体同士の連絡体制（ネットワーク化）を築くことで相互の協力・連携を図り、市との協働により環境まちづくりに寄与することを目的として設置された西尾市市民環境活動連絡会の会議を開催した。

※平成 30 年度末時点の会員数 15 団体

にしお大学かんきょう学部講座

身近な暮らしの中での環境について考え、環境にやさしい生活のきっかけをつくるための環境講座を 12 回開催し、延べ 247 人が参加。

◇担当課／環境保全課

講座内容（一般対象）

回	開催日／場所	テーマ／内容	講師	参加者数
1	5 月 12 日（土） ／西尾市クリーンセンター	緑のカーテン！？てなんだろう／つる性植物を使って日影の作り方を学びます。水のやり方、肥料の種類、時期など学びました。	にしお環境市民塾	14 人
2	6 月 16 日（土） ／西尾いきものふれあいの里	廃油石けん！？てなんだろう／油汚れがよく落ちる廃油石けん。なにかから出来ていると思いますか？いらなくなった天ぷら油で石鹸を作りました。	にしお環境市民塾	19 人

3	7月25日(水) ／碧南市海浜水族館	西尾の魚たち／西尾に住む魚やニホンイシガメなど西尾のいきものについて学びました。	碧南市主任学芸員 地村佳純	13人
4	9月24日(祝) ／佐久島	島の植物たち／佐久島を巡り、秋の七草を探しました。希少種や外来種などを学びました。	環境カウンセラー 山口信夫氏	18人
5	12月8日(土) ／クリーンセンター	エコマーク！？てなんだろう／食品、包装容器などにあるマーク。この意味を学びました。	環境カウンセラー 磯貝はるみ	5人
6	1月19日(土) ／西尾いきものふれあいの里	海のごみ！？てなんだろう／海岸に流れ着く漂着ごみ。そこで集めたごみを使って素敵な作品を作ってみましょう。	職員	5人

講座内容（小学生）

回	開催日／場所	テーマ／内容	講師	参加者数
7	8月7日(火) ／西尾いきものふれあいの里	西尾の虫たち／危険な虫から身を守ることを学びます。スズメバチの巣も解体しました。	環境カウンセラー 山口信夫氏	25人
8	8月8日(水) ／クリーンセンター	西尾のごみのゆくえ／ごみの分別の種類、クリーンセンターの見学をしました。	職員	26人
9	8月9日(木) ／西尾いきものふれあいの里	西尾の魚たちⅠ／須美川は貴重な魚の生息地。自然が保全されている証拠を体感しました。	神本晃	23人
10	8月22日(水) ／碧南海浜水族館	西尾の魚たちⅡ／西尾に住む魚やニホンイシガメ、外来生物について学びました。	碧南市主任学芸員 地村佳純	12人

講座内容（その他）

回	開催日／場所	テーマ／内容	講師	参加者数
11	8月1日(水) ／西尾いきものふれあいの里	新任職員研修会／危険生物について（スズメバチ）	ペストコントロール協会	53人
12	10月21日(日) ／西尾いきものふれあいの里	生きもの調査／小草池の池干し	矢部隆	34人

第3章 西尾いきものふれあいの里における取組

いきものふれあいの里では、身近な里山の自然に親しみ、自然のすばらしさを体感していただくため、年間を通していろいろな行事を行っています。



1 行事の取組状況

月	日(曜日)	行 事 名	テ ー マ	講 師	参加者数
4月	8(日)	竹林整備	トンボ池で竹ノ子掘り	当園職員	35人
	22(日)	植物観察	万燈山へフデリンドウを見に行こう	高須桂子	8人
	29(日)	体験学習	里山を絵手紙にしてみよう	市川百合子	10人
5月	6(日)	体験学習	野草で紙すきをしてみよう	礒貝はるみ	11人
	13(日)	親子体験	野花で花飾りをつくろう	河江喜久代	7人
	27(日)	米づくりⅠ	棚田で田植えをしよう	当園職員	75人
6月	17(日)	体験学習	苔玉作ろう！トンボの里編	長谷部弥生	30人
	24(日)	親子体験	杉の枝でホワイトツリーを作ろうⅠ	当園職員	22人
8月	12(日)	親子観察	夏だ！昆虫探し	山口信夫	29人
	19(日)	親子体験	親子でクラフトづくり	山本俊雄	9人
9月	16(日)	親子体験	森からの贈り物 ～木の実でアクセサリーを作りましょう～	当園職員	12人
	22(土)	バスハイク	藤前干潟と野鳥園散策	当園職員	18人
10月	14(日)	米づくりⅡ	棚田で稲刈り、はざかけだ！	当園職員	67人
	27(土)	体験学習	草木染め ～どんぐり染めにチャレンジ～	礒貝はるみ	6人
	28(日)	米づくりⅢ	棚田米の脱穀をしよう	当園職員	61人
11月	11(日)	親子体験	葉っぱと木の実で遊ぼう	河江喜久代	6人
	18(日)	植物観察	万燈山へツリガネニンジンを見に行こう	高須桂子	5人
	25(日)	体験学習	思いっきり竹を切ろう	にしお環境市民塾	19人
12月	16(日)	親子体験	杉の枝でホワイトツリーを作ろうⅡ	当園職員	17人
	23(日)	体験学習	正月飾りをつくろう	当園職員	23人
1月	13(日)	体験学習	色々なお花炭を焼いてみよう	山口信夫	7人
	20(日)	親子体験	冬の植物で何ができるかな？	河江喜久代	6人

月	日(曜日)	行 事 名	テ ー マ	講 師	参加者数
2月	3(日)	野鳥観察	小 草 池 で 冬 鳥 観 察	高田俊洋	7人
	23(土)	竹林整備	竹炭焼きⅠ(竹きり・竹割り)	神本 晃 谷本正行	17人
	24(日)	竹林整備	竹炭焼きⅡ(火入れ)	神本 晃 谷本正行	14人
3月	3(日)	竹林整備	竹炭焼きⅢ(窯出し)	神本 晃 谷本正行	16人
	10(日)	体験学習	里山の春花をスケッチ	石川利也	9人
	17(日)	体験学習	春の里山俳キング	服部くらら	17人

2 来園者数の推移

年 度	来園者(人)	記 帳 者			未 記 帳	行 事 等 参 加 者	施 設 団 体 利 用	視 察	ボランティア 活 動
		大 人	子 供	(市 外)					
11	17,148	9,027	4,662	(6,396)	1,130	804	940	585	
12	16,207	6,021	3,288	(5,175)	1,620	883	3,409	986	
13	16,729	6,312	3,457	(5,940)	2,240	2,294	2,244	182	
14	15,548	4,112	3,249	(3,995)	2,830	921	2,964	274	1,198
15	16,147	5,130	4,086	(5,746)	2,330	1,344	1,959	110	1,183
16	14,746	4,432	3,097	(3,863)	3,020	1,004	2,109	114	970
17	17,540	6,030	4,256	(5,638)	2,660	1,227	2,391	101	875
18	15,946	5,188	3,363	(4,569)	2,290	1,194	2,840	80	991
19	15,557	4,216	3,102	(4,176)	2,954	1,136	2,917	294	938
20	15,198	3,864	2,634	(3,479)	4,709	1,117	2,267	105	502
21	16,745	5,076	3,507	(5,746)	4,042	1,076	2,368	138	538
22	12,708	3,884	2,364	(4,265)	3,461	1,021	1,415	193	370
23	12,453	2,965	1,333	(2,606)	5,376	790	1,043	293	653
24	13,180	2,408	1,476	(2,490)	6,585	805	1,160	42	704
25	14,221	2,149	1,255	(1,984)	6,270	1,856	1,787	138	766
26	14,531	1,839	1,176	(1,853)	7,692	778	1,474	226	1,346
27	16,173	1,640	977	(1,662)	9,726	886	1,838	230	876
28	16,691	1,855	1,590	(2,054)	8,402	964	2,348	49	1,483
29	14,578	1,826	1,751	(2,016)	7,967	545	2,007	101	381
30	15,811	1,528	944	(1,658)	10,383	560	1,722	101	573

第4章 西尾市役所の地球温暖化対策

西尾市役所では、平成 29 年度に「西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

計画の概要及び温室効果ガスの排出量は次のとおりです。

項目	平成 28 年度 (基準年)	令和 4 年度 (目標年)	削減目標
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	22,885	21,512	△ 6 %

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	22,885	23,063	23,437

第5章 鳥獣関係

西尾市では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣による被害を防止するための捕獲許可を行っています。

平成 30 年度の捕獲許可事務の概要は次のとおりです。

【鳥獣の捕獲許可】

捕獲鳥獣の種類	捕獲の目的	捕獲数
ヒドリガモ	漁業被害防止	5 羽
スズガモ	漁業被害防止	10 羽
ハシボソカラス	農作物被害防止	1 62 羽
ハシブトカラス	農作物被害防止	12 羽
ドバト	健康被害防止	48 羽
ハクビシン	農作物、家屋被害防止	13 頭
タヌキ	農作物被害防止	4 頭
アライグマ	農作物被害防止	10 頭

第6章 公害防止協定等

西尾市では、平成 31 年 3 月 31 日現在、公害防止協定を延べ 95 社と、公害防止に関する覚書を 5 社と締結しています。

【公害防止協定 新規締結事業所】

番号	締結年月日	事業所名	事業所所在地
95	H30.4.1	日比野工業(株)※	西浅井町鴻ノ巣 1-1

※公害防止に関する覚書から公害防止協定に更改

参考資料

西尾市環境基本条例

私たちのまち、西尾市は、豊かな緑や水に恵まれた自然環境と先人から受け継いだ歴史や伝統文化、活力ある産業が調和したまちとして今日まで発展を続けてきた。

しかしながら、私たちの暮らしに便利さや物質的豊かさをもたらした、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や日常生活は、環境への負荷を増大させ、身近な自然の減少をはじめとする地域の環境ばかりでなく、地球的規模の広がりとして将来世代にわたる問題として地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちはこのような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たし協働することにより、環境への負荷を低減し、人と自然とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全し、及び創造していくことにより、持続的発展が可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じ、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、市、事業者及び市民自らの課題とし、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全及び創造に資する取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、山林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の適正処理を推進することにより、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に貢献すること。

(5) 環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、自覚を持って責任ある行動をとることができるよう、環境教育を充実し、及び環境学習を促進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第9条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(協定の締結)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認めるときは、事業者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる。

(市民等の参加及び自発的活動の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、西尾市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境の保全及び創造に関する重要な事項

(2) 環境基本計画に関する事項

(3) 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項

3 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 優れた識見を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成15年条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第19号)

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

環 境 報 告 書

令和元年度版

編集発行 西尾市環境部環境保全課
西尾市吉良町岡山大岩山 65
電話 0563-34-8111

この冊子は再生紙を使用しています。